

会議録

名称	令和元年度第6回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和2年2月17日（月）午後2時から午後5時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、いいじま、金井、岩崎、 かいでん、深山、倉島、上田、佐藤、 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、滞納対策課長、障害福祉課長、碑文谷 保健センター長、教育政策課長、教育指導課長、戸籍住民課長、税務課長
傍聴者	1人
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 <席上配付資料> 前回諮問事項の修正資料 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）
会議次第	1 会長あいさつ 2 諮問事項 （1）財産調査システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について （2）自動音声電話催告システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について （3）精神障害者退院相談支援事業の委託に伴う個人情報の取扱いについて （4）学校徴収金管理システム導入に伴う個人情報の取扱いについて （5）教職員出退勤管理システム導入に伴う個人情報の取扱いについて （6）コンビニ交付システムにおけるクラウドサービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて 3 その他 （1）前回諮問資料の審議承認内容への変更について（被保護者健康管理支援事業）

発言の記録	別紙のとおり
-------	--------

<令和元年度第6回審議会発言記録>

1 会長あいさつ

会長	<p>ご出席のご連絡をいただいて、まだお見えでない方もいらっしゃるんですけども、定刻になりましたので始めたいと思います。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。2月中の2回目ということで、本日も審議が非常に詰まっております。予定といたしましては、17時までを予定してございますが、前回同様、この会議室は、またこの後が詰まっておりますので、なるだけ17時までには終了していただけますよう、進行のご協力をお願いいたします。</p> <p>限られた時間の中で、なるべく多くのご意見をいただきたくと存じますので、各委員の発言は、個人情報保護に関するご質問などを明瞭かつ簡潔にお願いできればと思います。区側の説明につきましても、簡潔にお願いいたします。</p> <p>委員の出席状況につきまして事務局から報告をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、説明いたします。現在の出席者は、21名中14名ということで、定足数を満たしております。</p> <p>それから、傍聴についてですが、本日は、1名のご希望者がいらっしゃいます。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>本日は、1名、傍聴人がいらっしゃるということでご承知おきください。</p> <p>傍聴人の入室のお声がけをしてください。</p>
区側	<p>お入りいただきました。</p>
会長	<p>次に、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>事前にお送りいたしました資料は、資料番号の1から6となっております。最初にお送りした送り状の内容が間違っておりまして、大変失礼をいたしました。</p> <p>また、資料の3、4、6につきましては、差しかえする内容となっておりますので、本日席上に配付しております。古いほうの資料は、後ほど不要でしたら回収をいたしますので、適宜、新しいものと先にお送りしたものの区別がつくようにしておいていただければと思います。</p> <p>本日ほかに配付しておりますのが、資料7といたしまして、前回の諮問事項を変更した資料、諮問事項4であったものを7として本日配付しております。それから、資料8として前回の答申文、9として本日の諮問文、最後に座席表と名簿をお配りしております。不足等ありましたら、挙手でお知らせください。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>珍しく2月に2回やるということで、資料送付等の時間を考えれば、大変お忙しかったということは重々承知しておりますが、事前に検討する大事な資料でございますので、今後このようなことのないように、十分お気をつけ願えればと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
区側	<p>申しわけありませんでした。</p>

会長	<p>では、次第に沿って議事を進めてまいります。</p> <p>諮問事項に入る前に、審議会資料の7、前回の資料の変更について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、席上配付しました審議会資料8の4ページ、前回の諮問事項について、まず答申をごらんください。4ページ目が、被保護者健康管理支援事業の創設による特定保健指導業務委託に伴う個人情報の取扱いについてでございます。こちらの答申の最後に、本件資料を承認内容に合わせて変更しておくことといただいておりますので、こちらに従って資料を修正しました。主な修正点を資料7のほうでご説明しますので、資料7をお手元にご用意ください。</p> <p>内容は変わるものではないのですが、資料7-6、概略図をごらんください。前回の審議の際に、生活福祉課の執務室内で委託事業者が取り扱うCパソコンについて、個人情報をどのように取り込むかというお尋ねがございましたが、資料の中に明記がされておりました。このため、新たにつけ加えたのが、この概略図の右上、上から3番目の左向きの矢印①、上から3番目の大きい矢印です。こちらで対象者の個人情報を電子媒体で手交する、手渡しをするという内容でございます。そのすぐ上の③という右向きの矢印、こちらにも新たに追記をいたしました。こちらは、事業者の事務室内で操作するBパソコンに個人情報を電磁記録媒体で手交した後に、データ移行が終わりましたらすぐに、記録媒体を即返還するという内容を明記したものでございます。項目が増えましたため、全体の番号づけもあわせて変更しております。</p> <p>次に、資料7-10をお開きください。こちらは、区の職員が操作するAパソコンから、個人情報を委託事業者に渡す電磁記録媒体がAからBだけだったのですが、Cのパソコンへの矢印を追記しました。同一の記録媒体を使用してそれぞれのパソコンに情報を渡すというものです。</p> <p>それからあと、下のほうの業務などですが、実施結果の通知の発送と事業分析はCパソコンのみで行いますので、Bパソコンに記入していた内容からは削除しました。</p> <p>Cパソコンのセキュリティ対策の項目で、2点目の指定職員のみという表現がありましたが、こちらは区の職員を指すものかというご質疑がありましたので、それは委託事業者が行うものということで削除をいたしました。資料の主な変更点は以上でございます。</p> <p>それから、補足なのですが、本日の資料7-15、事務室内のレイアウト図です。こちらは、前回の資料4-15でお配りしているものと同じものなのですが、こちらは、内容自体は変更ないのですけれども、執務室内のレイアウトということで、サーバ室などセキュリティに係る事項も記載されておりますので、セキュリティ保護の観点から、ほかの審議会資料と同様に、公表や拡散することはお控えいただきますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、前回の資料の変更点について確認したということにしたいと思います。</p>

2 諮問事項

(1) 財産調査システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について

会長	<p>では、次第に沿って議事を進めてまいります。</p> <p>次第の2、諮問事項1、財産調査システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	(資料により説明) (約7分)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。</p>
委員	<p>今、お話を伺っております、預貯金照会業務の電子化サービスというものは、調査実績の件数を見ると、これは、金融機関とそれぞれの市区町村の行政で推し進めていかなければいけないものということは理解したんですけども、これは結局、このサービスに加入するのは、行政機関と金融機関の双方が加入していないと照会業務が行えないということだと思っておりますが、今現在で、例えば、金融機関のうち何%ぐらいの金融機関が加入しているものなのでしょうか。</p>
区側	<p>パーセンテージはつかんでおりませんが、B社のほうから申しますと、メガバンクのみずほ銀行、それと埼玉りそな、横浜銀行、千葉銀行など13金融機関ございます。それで、もう一方のA社のほうにつきましては、四国の地方銀行の4銀行と北海道銀行、さらに、最近、琉球銀行と七十七銀行及び北陸銀行が加入しているという状況でございます。</p>
委員	<p>そうすると、A社とB社で、今のお話を伺って、例えば、A社は主に地方の金融機関をメインにしているとか、担当している、あるいは加入すべきシステムがすみ分けができていたという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>お伺いしたいのは、区側から見ると、A社とB社で取り扱っている、あるいは加入している金融機関がダブるのかすみ分けているのかわかりませんが、おそらくA社とB社それぞれに信用情報照会を全部しなくてはいけないということになると思うんです。今後、A社とB社がずっとすみ分けていくのか、あるいはA社とB社、重なるところがあっても、それぞれの金融機関と照会業務を契約していくものなのかどうかというのがちょっとわからなかったのですが。</p>
区側	<p>今現在、A社とB社では契約している銀行は異なっております。おそらく、ここは予想でございますが、A社とB社の銀行は、重ならないものと私どもは考えております。そのため、私どもでは、やはり、A社、B社ともに試行して導入していこうというふうに考えているところでございます。</p>
委員	<p>そうすると、今現在では、照会業務はA社とB社に出す、まだA社とB社と契約していない金融機関に関しては、例えば、A社、B社から何も戻ってこなかったときに、ほかの金融機関には、手作業で、今までどおりのような形で照会業務を行っていかれるという理解でよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>今委員おっしゃったとおりに、やはり、まだ金融機関のほう、または自治体のほうもでございますが、加入している銀行等が少なくなっております。そのため、契約をしていない</p>

	<p>ところにおきましては、今までどおり紙による調査という形で行う予定でございます。</p>
委員	<p>そうすると、既存のシステムを利用して、自治体側も金融機関側も情報照会ができるというイメージでよろしいでしょうか。わざわざ新しいシステムを使わなくても、今区側でお持ちのシステムを使って、滞納者の洗い出しができる、それをそのまま外部にデータを渡してということで、新たにシステムを構築しなくても、区側も大丈夫ということによろしいんですよね。</p>
区側	<p>新たな構築は必要ございません。</p>
区側	<p>補足しますけれども、新たな構築というのは、区の中の税務システム、滞納システムとしての再構築の必要はないということです。</p>
委員	<p>必要ないですね。</p>
区側	<p>はい。ただ、金融機関との調査の関係のやりとりのシステムは現在ありませんので、新しく、金融機関との調査、データの。</p>
委員	<p>やりとり。</p>
区側	<p>はい。調べるためのシステムに新しくなると。まだ、A社、B社、スタートしたばかりですので、今後、加入金融機関がどんどん増えていくことが想定されるということで、作業の効率化を図った、もとのシステム、税務システムを再構築するのではないということです。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかの方はいかがでしょうか。 どうぞ。</p>
委員	<p>L GWAN回線をこの事業者の情報処理センターが使うわけですよ。情報処理センターのこの事業者は、財産調査システムということでこれは特化されている事業者なのかということなんですけれども、L GWANの総合行政ネットワークの回線を利用できるような事業者ですから、それなりの事業者だとは思いますが、その辺、この事業者のシステムは、財産調査というところで特化されているのかどうか、その辺をお聞きします。</p>
区側	<p>実はこの事業者といいますのが、国の、先ほどちょっとご説明しましたが、デジタル・ガバメント実行計画の勉強会に呼ばれた事業者2社でございます。ですから、システムとしては特化されているというふうに考えてございます。</p>
委員	<p>そうすると、これまでL GWANは、主に行政間でのやりとりということでシステム開発されたものでしたけれども、そうすると、先ほどのデジタル・ガバメント閣僚会議のそういうメンバーは、L GWAN回線を使える事業者だと、そういう事業者がここに参加をしているという解釈でよろしいのかということと、今、L GWAN回線を使えるデータ事業者というのは大体何社ぐらいあるのか、その辺、数がわかれば、この際お聞きします。</p>

区側	数は把握してございません。済みません。
区側	まず、LGWANの事業者の数でございますけれども、LGWANというのはもともと行政専用のサービスではございますが、行政が活用するサービスということで、LGWAN-ASPとかのサービス、行政が使うアプリケーションのサービスを使う事業者が多数ございまして、詳しい数はわかりませんが、1,000以上あるというふうに把握しておりまして、この事業者は必ず、LGWANを運営している地方公共団体情報システム機構の審査を受けた上でASPサービスを提供しているという状況でございます。
委員	はい。いいです。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。 どうぞ。
委員	今の関連なんですけれども、例えば、ASPの認定の数が入っているんですか、それとも今ご質問があった、今回という個別のシステムの数がそんなにあるんですか、どちらなんですか。
区側	個別のシステムの数として1,000以上というふうに考えています。
委員	1,000ありますか。そのほかにASPが幾つもあるということでもいいんですか。
区側	いや、ASPのサービスとして提供されているのが1,000以上あるというふうに理解しております。
委員	そういうことですね。ASPはもうアプリとしてつくられたものを認証してきてそれを使っていくものですから、今回とちょっと位置づけが違うと思うんです。ですから、今回ののはあくまでも特別なシステムということで、機構がきちっとチェックしていないと、ASPとは位置づけが全然違うんじゃないかという気がするんですけど、ご一緒になっているような気がしたんですけど、そこはどうなんでしょうか。
区側	確かにシステムの構成は若干違うところはございますけれども、ASPサービスと同様に、J-LISのほうの審査を受けたセキュリティのもとで運営されているものと理解しております。
委員	よろしいですか。
会長	はい。
委員	ASPというのは、後の案件で出てきますけれども、結局アプリケーションですよ。これは、システムとして単独のものをつくって行って、それを運用していくということで、システム自体は悪いということじゃないんですけど、個人情報の観点からいきますと、アプリケーションと、こういう単独なシステムとして運用していくものというのはおのずと違ってくるんじゃないかと。ということで、先ほどご説明ありましたけれども、情報処理センター

	<p>ということでシステムを維持していくということで、地方自治体の機構がしっかりと、当然導入のときはチェックをするし、運用の中でもチェックしていくと、そういう位置づけじゃないと、LGWANに接続するのは非常に危険じゃないかという、心配が出てくるんです。そこは、当然のことながら、LGWANを管理する機構が、責任を持ってセキュリティはしっかりやっていくということで考えてよろしいのでしょうか。</p>
区側	J-LISのほうで責任を持ってきちんと対処していくというふうに理解しております。
委員	もう一ついいですか。
会長	はい。
委員	今回の導入自体は合理化だから趣旨はわかるんですけども、このような形で区のほうにさまざまな個人情報が返されるわけです。これは、いわゆる国税徴収法とか地方税法に基づくいわゆる調査のやり方として、国のほうですね、総務省になるのかな、そちらのほうから、このやり方は、個人情報の取得として妥当ですよという位置づけにされているということでよろしいのでしょうか。
区側	実は、先ほどから何度かお話ししていますガバメント計画のほうに、総務省の方も参加されているということで、その辺はクリアされているというふうに私どもは考えております。
区側	一点補足いたします。デジタル・ガバメント実行計画の文書のほうに、この手続は何法の何条に規定された、例えば、質問検査権というふうに条文が列挙をされておりますので、法律上妥当な手続であるというふうに認識しております。
委員	<p>わかりました。国税通則法に基づく調査の1つであるということで位置づけられて、個人情報の取得が区の個人情報保護条例に基づく適正な取得であるよということは担保されているということでよろしいですね。</p> <p>資料1-2で、(1)で外部結合する個人情報ということで、かな、氏名、生年月日、住所というふうになって、多分、外部結合するのはその3種類だとは思んですけども、当然のことながら、このシステムの性格からすると、滞納管理システムというシステムの性質上から、この方が滞納者であるということも1つの個人情報になるんじゃないかというふうに思うんです。ですから、個人情報の取り扱いという観点から、何が個人情報なのかというのは、結合するもののほかに、結合はしないけれども、このシステムからすると、この人は滞納者であると目黒区は位置づけているという情報が入ってしまうというのは、認識していただいたほうがいいのかというふうに思います。</p>
区側	わかりました。ありがとうございます。
委員	もう一つ。
会長	はい。
委員	試行導入というふうに先ほどおっしゃっていましたがけれども、試行導入をどこで本格的に

	導入するのか、そのときには何かやっぱり、変更があり得るのかというところはいかがでしょう。
区側	やはり、これからどんどん参加する金融機関が増えてくる動向も見ながら、本格的に導入していきたいと考えてございます。 それと、今後、この内容に関して変更がなければ、改めて、こういう形で審議をお願いすることはございませんが、今回の内容とまた新たな対応が生じる場合には、改めましてご審議をお願いするというふうに考えているところでございます。
委員	という、試行導入の今諮問をいただいているんですけれども、試行だけでも本格導入も踏まえて判断してくれということでしょうか。
区側	試行試行と申し上げたので、一、二年でやめてもう1回再チャレンジのように聞こえるかもしれませんが、そういうことではなくて、先の委員からご質問あったように、まだ、加入している金融機関が少ない。A社とB社、2社あります。これが、例えば、A社片方だけで全体の9割をカバーできるのであれば2社入る必要はないので、そういう動向を見きわめるという意味であって、システム上やっていくという意味では本格導入と思ってください。ただ、継続性のジャッジというのを、やっぱり、相当お金もかかりますので、でも、みずほとあそこしかないというのであれば再検討すると、そういう留保がついているという意味での試行ということだと思いますけど、システム上とか、やるということでは本格だということでご理解をお願いします。
委員	わかりました。
会長	皆様、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	賛成13名、全員です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。

(2) 自動音声電話催告システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について

会長	次に、諮問事項2、自動音声電話催告システムの導入に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約10分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。 どうぞ。
委員	ちょっと教えていただきたいんですけれども、先ほど、SMSの内容は重要な情報を発信

	したのでご確認くださいということなんですけれども、オートコールの内容はどのような内容になるのでしょうか。
区側	オートコールの内容につきましても、大切なお知らせを送付いたしましたので、ご確認くださいという内容をオートコールで流す予定でございます。
委員	とすると、何か文書で送りますからそれをお読みくださいという、そういうアナウンスですか。
区側	文書で催告を送った後に、お支払いいただけなかった方に関しまして、大切な文書を送りましたので、ご確認ください、そういった内容でございます。
委員	それと、資料2-2にあります本人確認を行うというふうに5(4)①にあるんですけれども、自動送信で本人確認ってどうするのかというと、本人であればトーンボタンを押してくださいということになるんじゃないかと思うんですけれども、済みません、トーンボタンって何なんですか。
区側	電話のボタンの中にシャープのマークがございまして、それを押すことでトーンボタンというふうになっております。
委員	とすると、どなたかが電話を出て、ご本人であれば、そのシャープを押してくださいというメッセージを出すということですか。
区側	はい。そうでございます。
委員	それで、ご本人だったらトーンボタンを押して、重要な情報を郵送しましたのでごらんくださいという内容が出るということですね。
区側	流れるということです。
委員	流れるということ。それで、それを確認したら、もうそれで終わり。そのときに、もしご本人がいなければ切ってくださいねというふうにアナウンスをするということなんですね。
区側	そうでございます。
委員	わかりました。そうすると、内容の中にはただ送ったというだけで、SMSもそうですけれども、結局その内容が滞納の関係のものであるとか、そういうのは一切ないと、ご本人宛に何か連絡をしましたよと、その程度のことなんですね。
区側	委員おっしゃるとおり、例えば、滞納額ですとか、滞納していますとか、納付がおくれていますとか、そういった内容はせずに、あくまでも大切なお知らせを送りましたのでご確認くださいというメッセージを流すものでございます。

委員	とすると、今、非常勤職員の方が行っているという電話での督促と比べると、レベルが全然違うというわけですね。
区側	はい。そのとおりでございます。
委員	わかりました。同レベルのものかと思ったんですけど、全然違うということで。わかりました。
委員	そのことにつながってですけど、例えば、発信者のどこそこからの大切な連絡ですというようなことは言わないんですか。
区側	失礼いたしました。目黒区税務課からのお知らせですという文言は入れようと考えております。失礼しました。
区側	当然、目黒区の税務課からお知らせしますと言わなければ、どこの誰からかわかりませんので、当然それは入ります。当事者だから当たり前と思って、済みません。当然、税務課からのお知らせです。ただ、滞納とかそういうことは言わずに、税務課からの大切なお知らせをしたので見てくださいという、そういう趣旨です。
会長	はい。
委員	今のお話を伺っていますと、あまり細かいことが言えないのは、例えば、他人がうっかり電話のメッセージを見てしまったとか、テキストを読まれてしまったときの防衛策として、あまり細かいことは言えないということだと考えていますので、それはそのとおりにしていただきたいと思うんですけど、1点確認したいんですが、オートコールでメッセージを發した場合、相手の方がそのメッセージを受け取ったとか、テキストを読んだということは、区側のほうに情報として何か伝わってくるのでしょうか。
区側	区のほうに受信したとか、切電があったとかという結果が戻ってまいります。ですから、それを今後の交渉とかの1つの手掛かりにするという形で考えております。
委員	ありがとうございました。
会長	ほか。
委員	対象者の確認をしたいと思うんですが、最初の説明のところでは、滞納者全件に対応することができないという課題があったというふうに書いてあるんですが、資料2-3のところでは、まず、専門の非常勤職員が電話催告を行うのは同じなわけですよ。そして、行うけれども、非常勤職員が電話催告できなかった対象者に対してのみ、オートコールでやるという形になるということですね。オートコールでやって、オートコールでもだめだったら、SMSでやると、この3段階というか、そういう感じになって、今までは、対応できない人がないように、何回も繰り返し非常勤の方が電話していたという、そういうような実情があるので、それを減らしたいという、そういうことですね。

区側	そういうことでございます。
委員	わかりました。
委員	1点。
会長	はい。
委員	1点教えていただきたいんですけども、そもそもその電話番号ってどうしてわかるんですか。
区側	例えば、国民健康保険であれば、国民健康保険の届け出の際の電話番号の記載でありますとか、または税金のほうでいきますと、確定申告書の電話番号欄ですとか、そういったところを参考にしております。
委員	いや、もしそうだとすると、個人情報の収集の妥当性で問題は生じないですか。
区側	いずれにしても、確定申告にしろ住民税の申告義務が皆さんございます。確定申告があれば住民税は申告しませんけれども、確定申告がなければ住民税の申告をします。扶養の方はもとの方が出している場合です。その中で電話番号を書く欄がございます。この電話番号の中で税の申告内容についてお問い合わせをすることとか、納税することのお問い合わせをするという前提で書いていただいている。電話を持っていない方もいらっしゃいますから、全員が全員番号を持っているわけではありませんけれども、少なくとも、課税納税のやりとりの中で電話番号をお伝えいただいている、それを使わせていただいているというものです。ですから、申告書に書かれていないものを、区が例えば名簿業者などから集めているということではございません。
委員	申告していれば多分そういうことができると思うんですけども、滞納ですから申告していない人も多々いるのかなというような気がしまして。
区側	これ、ほとんどが普通徴収なんです。サラリーマンですと特別徴収ですので、納税義務者が会社でございますから、サラリーマン個々人で税の申告をすることはほとんどありません。普通徴収で申告がない方についてはお手紙を送って申告をしてくださいというやりとりをして、税額が確定してから納付額が決まってキャッチボールが始まっていくと。ところが、滞納で納付額の課税通知を送っても納付がされないというやりとりなので、一番最初に何らかのキャッチボールが区側とある方、ということでございます。
委員	わかりました。そういうスタートでちゃんと申告行為があるという人だけが対象になるということですね。
会長	どうぞ。
委員	資料2-2のところ、(3)事業者での個人情報の保持というところの中のSMSについて、先ほどの説明で、多分SMSの説明をオートコールのところを二度読みされていたのか

	<p>など思ったんですけれども、現在、削除するかどうか検討中という記載があると思います。SMSの情報はあくまで電話番号だけだとは思うんですけれども、先ほど、前の議題の中でありましたように、電話番号は、滞納、未納がある方の電話番号ということなので、やっぱり、普通の電話番号よりもセンシティブなのかなという印象を受けまして、この検討結果いかんによって、やっぱり、判断も変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そのところ、例えばこの審議会で決まったらどうされますでしょうか。</p>
区側	こちらのほうは、2カ月後に消すように現在調整中でございます。
委員	オートコールと同じ。
区側	同じでございます。
会長	どうぞ。
委員	先ほどのご質問とちょっとかぶるんですけれども、先ほどのご回答では名簿業者から電話番号の情報を収集するとか、そういうことはないとお話しだったんですけれども、例えば、区役所の別のサービスとの関係で入手した電話番号をここに、その方の電話番号だということでもひもづけるということはないんですか。
区側	ほかの所管の、ということでございますか。
委員	はい。
区側	そういったひもづけをする予定はございません。あくまでも、税と国民健康保険を私どもで扱っておりますので、その中で、先ほどもお話ししましたが、申告であるとか、あとは、それまでの区民の方との話し合いで入手した電話番号を利用する予定をしております。
委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	<p>それでは、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者挙手)</p>
区側	賛成14名、全員です。
会長	それでは、諮問については是とさせていただきます。

(3) 精神障害者退院相談支援事業の委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	続きまして、諮問事項3、精神障害者退院相談支援事業の委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約14分)

会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>例えば、ご本人、患者さんがこういうことに区にあまり関わってほしくないとか、いろんなセンシティブ情報が全部情報として伝達されてしまうことになるので、本人が拒否するということになった場合はどうなるんですか。</p>
区側	<p>基本的には病院に、ある程度目黒区内の方が入院されている病院、85病院に調査をしまして、今現在退院可能な方、または病院のほうから、この方は退院可能、いわゆる社会的入院のために入院していて、退院可能であろうという方がある程度17名ぐらいいらっしゃるんですけども、それぞれその方にお話をして、ご自身の退院の意向ですとか、事業のあり方というか、それを説明した上で、ご本人がもちろん納得して同意できて、この事業で退院を進めて、退院ということであれば、この事業に乗せてまいりますし、特にご本人がこの事業は例えば使わずに、直接、総合支援法のサービスの事業を使いたいですとか、そこはきちんと本人に事業の説明を丁寧に行った上で対応してまいりますと考えております。</p>
委員	<p>じゃ、本人が拒否をすれば、本人の意向に反してまで積極的に区としてかかわるといったことはないということですか。</p>
区側	<p>ただ、やはり退院、いわゆる社会的入院で、要は医学的には退院可能という方で、本人の例えば住むところが決まらないとか、その後の支援が決まらないということで不安というか、そういった方に対してはやはり丁寧に説明をして、最終的にご本人の意向で、どうしてもそういった委託の形でやりたくないということであれば、現在もそうですけど、例えば保健所のほうと相談したり、区の担当の保健師のほうがかかわったりという形で行っていきたくて思っております。</p>
会長	<p>よろしいですか。どうぞ。</p>
委員	<p>そうすると、資料3-4の流れで見ると、この事業のスタートは電話相談、来所相談で、何か区のほうから関係する当事者や家族の支援者の方に事業を周知して、それに何かアクションがあったら、そこからこの事業はスタートするんですよということで、何らかの形で区がこの事業者の方に先に情報を提供する、そういうことはないという事業でいいんでしょうか。</p>
区側	<p>ある程度、病院側に調査をしまして、いわゆる本来退院可能であるけれども、この方はなかなか退院できないでいるという方が、おおむね調査のところである程度対象者が見込んでいる方がいらっしゃって、そういった方に区とあわせてこの事業者のほうで、こういった退院に向けた支援ですとか動機づけとかを行っていくということで、いわゆる一般的な周知で行うというよりは、ある程度限られた、ある程度ターゲットというか、絞り込んだ方に対して働きかけを行っていくという事業であります。</p>
委員	<p>すいません、質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、事業者との関係で考えると、区は事業者の方に情報を差し上げないで、今、お話しされたのは区の動きですよ。区はいろいろと動いて、この制度に乗っかってくるというようなことがわかれば、何らかの</p>

	<p>情報を、じゃ、電話相談が来ることになりますよとか、来所相談が来ることになりますよというような形で、事業者のほうに区が個人情報をお渡しして、それでここは始まるというふうに考えるんでしょうか。それとも、さっきちょっとお聞きしたのは、全く事業者のほうは来るのを待っていて、来たらいろいろとお名前や何かを聞いて、初めて個人情報を収集していく、こういう流れの事業なのか、どっちかなと確認したかったんですけど。</p>
区側	<p>基本的には、もちろん区のほうである程度そういった長期入院の方の調査をもとに、それを事業者のほうに情報提供いたしまして、事業者のほうはそういった方のまずは多分病院のほうに働きかけをして、退院が可能であるかどうか、また、あわせて本人の退院の意向、また、そういった事業のほうの活用の意向も踏まえて行うというところでございます。</p>
委員	<p>そうすると、ちょっと先ほどの説明と矛盾しているような気がするんですけども、本人の意向は区が確認するようなことをおっしゃっていたんですけども、今の説明だと、事業者が行うようなこともあり得るということなんですか、どっちが正しいんですか。</p>
区側	<p>この流れ図にございますように、区から行く場合もあるし、個人が行く場合もあるし、ただ、医療機関のほうにはある程度、こういった事業の例えばパンフレットのようなものをつくって、医療機関のほうからその事業の説明をする場合もございますし、いずれにしても流れとして、区から相談する場合がありますし、本人が直接、またはご家族が直接事業者に対して依頼をするという場合がございます。</p>
委員	<p>そうしますと、資料3-2の4のところに書いてあります取り扱う個人情報、これはある程度のレベルまでは区から事業者に先に渡すということによいんですね。</p>
区側	<p>そうですね。はい。</p>
委員	<p>それに基づいて動いていくと。だから、必ずしも受動的な事業じゃなくて、能動的に動く事業であるということに理解すればいいということですね。</p>
区側	<p>はい。</p>
委員	<p>もう1点、ちょっと細かいところで教えてもらいたいのは、資料3の7で3の「A・Bパソコンに共通するもの」で、その2つ目に専用電磁的記録媒体の使用ということで、「Aパソコンで作成する資料の情報をBパソコンから受信するため」ということで、資料3-6の図ではBパソコンからAにしか行かないようになっていますよね。逆はないんですか。</p>
区側	<p>基本的に、特に精神障害のある方の情報ということなので、必要などころがあれば当然、プリントなりして使っていただくということでもありますけれども、基本的にAからBに個人情報ごと移すということは想定はしていないというところなんです。</p>
委員	<p>わかりました。じゃ、結構です。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>

委員	個人情報の収集のところで確認なんですけど、要するに、本人の個人情報をこういう形で収集しますよという説明はされるということなんですか。ちょっとその辺、もう一度確認したいんですが。
区側	基本的に、区のほうで持っている情報もしくは医療機関で持っている情報ということなので、当然、事業を行うに当たって、その旨は本人にしっかりと説明なり、同意をとっていくという形で、もともとそういった同意があれば、もちろんそれで行うことはできるんですけども、そういったことで考えております。
委員	先ほど、例えば障害者福祉サービス事務所とか、入院されている病院に、この委託事業を進めるに当たって、本人に直ということではなくて、病院とかその事業者、何らかの事業者の直に、こういう事業があるんだけどという働きかけをされるというようなことをおっしゃっていましたが、そういう場合でもあくまでも本人の意向を確認すると、個人情報の収集の場合は本人の確認をするということによろしいわけですね。
区側	そうです。若干お伝えしますと、情報収集を行うのと事業の周知はまた違うというか、いずれにしても、まずは医療機関に対して、本人の退院可能であるか、まず、そこをしっかりと医療機関側とその見込みがあるかというところ、要は医学的にまずはこの人が退院して大丈夫かどうかというところを確認した上で、その後、ご本人にその事業の説明ですとか今後の動機づけを行っていくということになります。
委員	流れはそうなる。わかりました。以上です。
会長	どうぞ。
委員	ご本人が退院できるかどうかという、医療機関もしくは区が持っている情報を、その相談事業につなげるため、ご紹介する中で、本人が、あるいはご家族がそういうものを利用してみたいと言った時点で、事業者が患者さんの個人情報を知ることになるのか。それとも、事業者があらかじめ区から、そういった対象の方が十何人なら十何人いるということを提供を受けた上で、そういう方から、病院なり区から相談事業の内容を聞いてみたい、あるいは相談に乗ってほしいということがあったところでその個人情報を得るのかという、ちょっとこのところを教えてください。
区側	委託事業を締結するに当たって、必要な情報については、区から委託事業者に対してはあらかじめ情報提供を行います。その中で、例えば、ご本人がグループホームを体験入所してみたいですとか、要はこういったサービスを使いたいということになったときに、またさらに詳細な情報は提供してまいりますけれども、あらかじめ契約の段階で区から持っている必要情報について提供するというところなんです。
委員	わかりました。
会長	すいません、ちょっと今のところでわからなくなりましたが、委託業者に最初の段階で提供する個人情報というのは、大きな4番のところ、氏名からいろいろ生育歴やら既往歴やら、医療情報、経済状況などがいろんな情報がありますよね。この中で限られた情報なのか、

	<p>それとも、あらかじめ最初の部分でここに列記されているものほとんど全てを個人情報として提供するのか、その辺はどうなんでしょうか。</p>
区側	<p>おおむねここに記載されている情報については、契約の段階で、こちらのほうで把握している退院見込みが可能であろうという方については提供してまいります。</p>
委員	<p>今までの話に関連してなんですけれども、ですから、その17名の方の中で、実際にはこのサービス使いたくないですよという方がいらっしゃることもあり得ると。その場合、もちろん保健所と共同して説得ですとかされていくと思うんですけれども、それでもどうしてもやっぱりこれは使いたくないってなった場合、その方のデータというのはどうされるのか。多分契約の期間で消去されるのかどうか。</p>
区側	<p>こちらは、業務の流れにございますとおり、全てその契約が完了したときにデータの引き渡しとデータの消去を行いますので、全ての情報はきちんと引き渡しなり消去を確認した上で契約が終了ということになります。</p>
委員	<p>そうしますと、ですから、このサービスを拒否された方についても、事業者はデータをその契約期間内はずっと保持されているということですね。今回の委託に関しては1年間ということではよろしいんでしょうか。</p>
区側	<p>はい。ただ、今後、いわゆる継続的に行っていくということは想定してございますけれども、でも、実際の契約期間は1年という委託契約ですので、基本1年で、その後更新する、できるかどうかということになります。</p>
委員	<p>ですから、更新する場合には、拒否された方のデータというのは一度消して、また渡すような感じになるのか。どうされるんでしょうか。</p>
区側	<p>その方について、そのときは拒否していても、またその後、もし状況が変わってとかいう場合もございますので、基本、契約期間内は保有はしています。</p>
委員	<p>ちょっと難しくてあまりよくわからないんですけど、ご本人や家族が希望されないのに、既にデータは事業者に与えられて、そこからの働きかけがあるということですか。</p>
区側	<p>基本的に調査してある程度、いわゆる入院のめどが立っているという方については情報提供して、ご本人には事業の説明等、働きかけはしてまいります。ただ、その中で、ご本人がそういったサービスは使いたくないですか、特に現時点で退院は考えていないですか、そういったことがあれば、もちろんそれ以上、無理にそういった話というか、してまいりませぬけれども、いわゆる事業目的である、本来は入院する必要が医学的にはないということで、例えば数年間入院しているということもございますので、その辺は本人に対してはきちんと説明をしていきたいと思っています。</p>
委員	<p>今、お話を聞くと、丁寧に説明して、丁寧に進んでいくようには思うんですけど、例えば、これ、都でも決めて、本区でも行うということで、長期に入院必要ないから、催促されるように退院しなければならないという雰囲気とか、そういうのはないのでしょうか。</p>

区側	あくまでも調査の上でも、やはり介護の受け皿がないですとか、住むところがないですとか、そういった受け皿の介護の支援が……。
委員	条件を整える。
区側	そうです。それをきちんとご本人に対して説明して、例えば、グループホームも体験的に入ったり、そこで最終的に本人が、これなら地域に戻れるとか、そういったところを行うところなので、何の受け皿もないまま退院していただきたいということは全く想定していません。
委員	わかりました。
委員	この3-4の資料を見ると、相談者の四角の中の基本情報の記載・提出という矢印が、相談者から受託者に、もちろん反対側、必要情報の収集・提供というところで、区からも必要情報の収集・提供というのがあって、基本情報の記載・提出という矢印が受託者に行くのは、基本情報の收受・確認、相談主訴・本人状況の聞き取り、情報提供、専門機関の紹介、助言というふうになっているんですが、あくまで確認なんですけど、必要情報の収集・提供という、その必要情報というのは、この4番の個人情報を提供して、基本情報の記載・提出という、これは、そうすると、相談者は何を記載して提出するのかというのを教えてもらっていいですか。
区側	あくまでもこの支援を行う上で、受託者、例えば、区も持っていないくて、ご本人として、いわゆる退院に向けて、情報が、もしくは支援者等が持っている場合は、それを提出していただくということで、基本的には区からも情報提供しますけれども、ご自身の中で、入院等している中で必要な情報があれば、受託者のほうにご家族なりから提出していただく、本人も含めて提出していただくということで。
委員	そうすると、ここに書いてある相談者の基本情報というのは、あくまで本人状況の聞き取りの内容であるとか、そういうことであって、プラスアルファで、ここで、要するに必要な情報の区側が持って提供するこの4番のものほかに、出てきた情報を収集したものがそこで初めて受託者に行くという流れで考えていいんですか。
区側	ご本人が考える退院に向けての不安ですとか、こういったサービスが欲しいですとか、こういった要望があるとか、その辺は多分、ご本人が受託者に対して提供していくことだと思います。
委員	わかりました。
委員	すいません、何かちょっとわかりづらいのは、受託者という事業者が一体どういようなものなのかなというのがわかりづらいんですね。この人たちは何らかの資格を持っている人なのかどうなのか。それから、例えば、いろんな個人情報についての研修はきちんと受けるということを前提としているのか。先ほどコピーして渡すこともあり得るかもしれないなんていうふうにおっしゃったけれども、この仕様書の中には、12条に承諾なしに複製または複写してはならないとあって、そういうのも入っているわけですから、このあたり、非常に厳格に考えていかなければいけないと思うんですけど、どういう受託者なのか、その像

	<p>が見えないので、多分それがわかりづらいということと結びついているのかと思うんですけど。</p>
区側	<p>資料3-13ページをごらんいただきまして、この中で今後公募していく事業者については、既に地域移行支援と地域定着支援、こちら東京都の事業指定を受けている事業者ということで、既にこういった地域移行なり地域定着を既に行っている事業者でありますので、当然その中で個人情報の取り扱いですとか、そういった、特に地域移行に向けた一定のノウハウを持っている事業者ということの条件で、今後、事業者の公募を行ってまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>先ほどからご質問ございましたけれども、入院されている方の、その後、他の施設に移行するという、その意思といいますか、本人が拒否している場合には、それを区が介入することはいかがかなと思うのが1点ありまして、それでも受託業者との連携で個人情報が流れつつ進めていくという、先ほどの説明が2つあるように聞こえていまして、本人の意思というのは、あくまで相談だけを受けて、本人が同意すれば個人情報を流すといいますか、その辺が、先に流しているように見えてしょうがない。先ほどの説明だと、そんなところもあって、二重になっているような気がした。本人の患者といいますか、入院されている人の意思というのはどこまで区は、その相談は受けるとしても、本人が合意した場合のみ、個人情報を受託者に流していくといいますか、紹介するといいますか、そういうふうに行くのか、それとも、どうも先に流しているように映る部分があるので、その辺がどうか。確認です。</p>
区側	<p>まず、特に退院に向けて、障害者の特にそういった権利というか、考えがあるとももちろん本人の意向が大前提ということで、本人から例えば明確にそれを拒むですとか、そういったところがあれば、もちろんそれ以上、区から働きかけというのは行わないですし、この事業を行うに当たっても、最終的に本人といわゆる契約というか、そういったところを行いますので、その時点で本人がやらないということであれば、それ以上、区のほうで無理無理ということとは考えておりません。</p>
委員	<p>そうすると、資料の3-4の先ほど来所相談が区のほうに矢印が行っているわけですけども、ここが、そのためには、区のほうからまた下のほうに必要に応じて相談というのはわかるけども、2本立てに、下に矢印が受託者に最初から向かっているところがありまして、ということは、これは上の矢印は拒否しているということにもなるのか、どういうふうに見るのか、ちょっと気になったので。</p>
区側	<p>ご家族が直接区に対して言う場合もありますし、または、この事業をやるに当たって、事前にリーフレットみたいなのを医療機関側にも置いていきますので、それをもとに、ご家族、本人が直接相談ということも考えられますので、一応、区からの場合とご本人の場合という双方向の流れは考えているところです。</p>
委員	<p>そのあたりで、入院されている方が退院を希望しているということが明確であれば、個人情報が受託者のほうに流れても問題ないかと思うんですが、先に個人情報が支援という意味を兼ねていくというあたりが、あくまで意見ですけど、ちょっと気になるのかなというところでもあります。やっぱり患者の権利といいますか、そういうのをどこまで考えるかという意味も含むものですから、意見として申し上げた次第であります。</p>

区側	資料3-13にございますとおり、この事業はあくまでもいわゆる法内のサービスにつなげるための本人に対する例えば動機づけですとか、地域移行支援そのものはいわゆる障害者総合支援法のサービスの中で位置づけられてあるんですけれども、いわゆるこういったサービスがあるよということが例えばわからないとか、こういったサービスに、なかなか本人に働きかけをしないと、つながらないような方で、特に一旦入院が長くなると、そういったところがないと、サービスがあること自体もそうかもしれないんですけど、やはりそこは一定のそういう働きかけや動機づけを促していくというところの事業というところになります。
委員	同じような話で恐縮なんですけれども、先ほどからのお話を聞いていると、結局、ご本人がそうしたいというならいいんですけども、そうしたくないとか、今の時点では退院したくないとか、そういうことをおっしゃっているのに、それでもまた気が変わるかもしれないからということで、受託者のところにその人の情報を残しているように聞こえるところが気になるんですね。サービスを受けるというのは、いろんなサービスがこういうのがありますよということをお伝えするのはいいと思うんですけど、それに対して、いや、自分はそういうのを受けたくないという明確な拒否をしているのに、何となくまだ、サービスを提供する話なんだからいいでしょうということで、その情報を受託者側に残しているように見えるところがちょっと気になるということなので、そういう明示的な拒否があれば、その時点で情報は一旦受託者から外してもらおうとか、そういう形にする必要があるんじゃないのかなと思います。
会長	今の委員からのご意見に対してご返答はありますか。
区側	資料3-10で第14条、資料等の返却及び廃棄等というのがあって、乙は、委託契約が終了したとき又は甲の指示があったときは速やかに返却という、こういった条項がありますので、それが事業の進捗に応じて適切に行われるというふうに説明を受けております。
会長	ということは、明らかに明示的に拒否をしている場合は、この条項に基づいて削除を求めることがあり得るという理解ですよ。
区側	はい。
会長	そこをきちんと説明を今していただけたので、先ほど来、皆様が繰り返しお尋ねになったことについてはご理解いただけかなと。
区側	本人が明示的に削除してほしいという場合は、きちんとこちらのほうで対応してまいります。
会長	先ほど1年間の契約期間内で保留するというのは、明示的な拒否まではいかない、現時点では拒否するけど、将来的にはまだ使うかもしれないというような保留的な態度を示している人に対しては、保持があり得ると。
区側	そうです。状態に波があったりして、初めはこう言っていたけど、またこう言って、また元に戻るみたいな方もいらっしゃるんで、そういった方はもちろんあれですけど、一般的に、はっきり私の情報は、例えば一切サービスも使わないですし、削除してくださいみたいな、

	明らかに使わないような方につきましては、きちんと削除してまいります。
会長	それが入院されている方の個々の状況に応じるという趣旨ですね。
区側	はい。
会長	そのあたりをもう少しきちんと説明をしていただければよかったかなと思います。皆様、よろしいでしょうか。
委員	1つだけよろしいでしょうか。今回のお話は精神障害を持っていらっしゃる方がご自分の個人情報を提供するという同意を、意思確認をどこのタイミングでどのように意思確認をするかというところで、とても難しいセンシティブな問題だと思いますので、支援される事業の重要さはよくわかるんですけども、例えば、これが認知症の方だったりしたならば、後見人の方とか、同意のとりつけ方が決まりがあると思うんですけども、本件のような場合、ご本人の意向を無視して、個人情報の提供、例えばご家族の方が提供していいのか、私もそれはよくわかりませんが、そちらの意思確認をきちんと取り扱っていただけるようお願いしたいと思います。
区側	最終的に委託事業の契約を結ぶときも含めて、そこはしっかり対応していきたいと思えます。
委員	一番最初のこういう個人情報をどの時点でどういうものを提供して、そこに同意をするかということ、ご本人がどのように理解してご自分の個人情報を提供されるのか、その見きわめをどなたがするのか、区の職員の方なのか、お医者様なのか、その辺がちょっと、ごめんなさい、私では判断が付きにくいところです。
区側	もちろんご本人の状態については、医療機関側、当然、地域移行ができるかどうか、その辺も含めて判断されるということになるかと思いますので、そこは医療機関側または医学的な判断をしっかりと調整しながら行っていきたいと思えます。
委員	ありがとうございました。
会長	では、よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	13名、賛成です。
会長	では、反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)
区側	反対が1名です。
会長	賛成13名、反対1名ということでございますので、諮問については是とさせていただきます。

ます。

(4) 学校徴収金管理システムの導入に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に諮問事項4、学校徴収金管理システム導入に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約12分)
会長	ありがとうございます。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。
委員	4-3の(2)のところ、人的対策のところ、「個人情報を取り扱う教職員」、これはどうい方が取り扱うのかと、4-7、「未納者への督促状作成」とあるんですけど、未納者への対応をちょっと詳しく教えてください。
区側	個人情報を取り扱う教職員につきましては、学校のまず教員が教材費等について取り扱って、今現在ございます。それから、給食費については栄養士さんが扱っていますので、主には教員、それから栄養士さん等の職員ということになります。 中学校については事務職員も学校徴収金の事務を扱っていますので、教員、それから事務、栄養士等々、基本的に教職員については皆さんに受けていただくという形になるのかなと考えています。 もう1つが4-7、未納者への督促状の作成ですけども、こちらは今は手作業で学校が作成をしまして、主には担任等を通じて督促をしているというのが現状ですけども、これが自動化されるということになるということになります。
委員	個人情報を取り扱う教職員は、教員全員と栄養士さんとか、あと事務職員ということですか。
区側	研修のところですか。
委員	ええ。
区側	そうですね。基本的に教材費は教員全員が扱う可能性がございますし、給食費については栄養士さんが扱ってございますので、実際、対象となる部分が全員かどうかというのは別ですが、大部分の方が研修や説明会に出席していただく必要が出てくるのかなというふうには考えているところです。
委員	今も、教職員の方たちが研修を受けると、代表の方が来て、それを伝えるみたいな形がほとんどなんですけども、そういう形になるのか。全員集まるというのはなかなか厳しいと思うんですけども、そこら辺と、あと、未納者への督促状作成というのは、もうちょっと詳しく、ここからどういう形で行われるのか。
区側	まず、研修ですけども、これ、具体的にはこれから詰めていく形になるかと思いますが、

	<p>教員の働き方改革ということも言われていまして、このシステムを導入すること自体が教員の働き方改革にも資していくということで導入をいたしますので、教員研修については、おっしゃるように、代表の方に受けていただいて、それを学校に戻って還元していただくという形をとっています。それはどういう形でやるかは今の段階ではまだ詰まっていませんで、今後、働き方改革も踏まえながら検討していく事項かなというふうに捉えております。</p> <p>それから、2番目の督促状ですけれども、今現在未納者がいらっしゃいますと、学校のほうで督促状を手書きで作成をして、それをお子さん経由で保護者の方に渡す場合もあれば、状況に応じては保護者の方に直接お越しいたきて、保護者にご説明した上でお渡しをするといったような対応が今現在の対応という形です。</p>
委員	<p>今後の対応はどうなりますか。</p>
区側	<p>今後についてもその対応は変わりませんが、督促状自体が、今、手書きで個別に作成しているものが、督促の対象の方へは自動的に今回のシステムで作成ができるようになるという部分が変わるところでございます。</p>
委員	<p>すみません、給食費に関して、栄養士さん、栄養職員とおっしゃいましたけど、小中学校全部に栄養職員さんいらっしゃるんですか。</p>
区側	<p>はい。栄養職員は小中全てに1人ずつおります。</p>
委員	<p>教員全部がかかわるというのは、いわゆる担任が仕事、クラスの生徒の教材費その他について仕事をすることですよね。</p>
区側	<p>そうですね。給食費については栄養士が担っている。それから教材費については、小学校であれば担任ですし、中学校ではそれぞれの学年担当が担当していただきますので、そういう意味では、全てが実際にそれに携わっているかということ、厳密に言えば、ちょっと違うかもしれませんが、それぞれの教員も担当する可能性がある、そういった意味でございます。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと繰り返しばいんですけど、先ほどの資料4-3の4の(2)人的対策のところなんですけれども、ここのルールを拝見すると、情報課または教育委員会事務局が主催する研修・説明会の参加を義務づけるということになっているのに、伝達研修というふうになると、そこに参加したことの義務づけとは違うんじゃないかと思うんですね。だから、おっしゃっていることが、働き方改革はわかるんですけども、ちょっとこの内容と説明がずれているのではないかということと、あともう1つは、今の時点でも、そういう意味では個人情報情報を教員の方であるとか学校の職員が取り扱っている状況なんだと思うんですけど、それに関しては、そうすると、そこまでの個人情報の取り扱いの研修を受けている実態にはないということになるんでしょうか。</p>
区側	<p>今現在の研修はしてまして、事務職員の方も含めて研修はしております。ただ、今現在は、今度新しくシステムを導入しますと、インターネット経由で扱う個人情報が多くなりますので、さらに研修を徹底していかなければいけないということで、ここに記載をしてござ</p>

	<p>います。先ほどお答えをした働き方改革も考え合わせながらというふうにお答えをしました が、基本的には、扱う場合については必ず研修や説明会を受講していただくというのが基本 ということで、改めて訂正をさせていただきます。申しわけございません。</p>
委員	<p>基本的な質問で申しわけないんですけども、どうして給食費の集金情報が栄養士なのか というのがちょっとよくわからないんです。栄養士というのは、給食として出す内容にかか わる方であって、給食費集金にかかわる人ではないような感じを受けるんですけども、そ のあたりはどうなんですか。</p>
区側	<p>各学校での献立づくりに栄養士がかかわっておりまして、献立づくりイコール給食費、食 材費に結びつくという実態から、今現在は栄養士が給食費について担っているという実情と いうことです。</p>
区側	<p>給食費というのがありまして、人件費は公費ですけども、食材、1人例えば1食300 円だとすると、小学生と中学生は違います。300円掛ける何食で使える食材調達のお金が 幾らで、人数で割り返します。それをもとにカロリー計算をして、食材を買うという発注、 これを全部ひくくめて栄養士なんですね。献立をつくっているだけじゃないんです。全部 ひくくめてです。</p> <p>だから、東京都は、学校2校に1人しか県費の栄養士はいないんですけど、それだけでは そこまで自校方式でできないので、本区は一般財源で足りない1人分を足して全部の学校に 栄養士を配置しております。それとあとつくる調理のスタッフがいます。ただ、給食費も未 納の人がいますから、その未納の分をどうするんだとか、栄養士もいろいろあって、これは 大きな課題になっています。</p> <p>前は1件1件、手作業で、PTAの方がご自宅へ行って、払ってくださいとか、やったり します。未納者への対応は、結構、副校長とか教員だとか栄養士さんはずっとこれ課題にな っています。</p> <p>なので、それを口座引き落としにするとか、こういうふうにして、できるだけ人を介さな いでも自動的に集金できるようにすることで、支払うほうもいいですし、集金のほうもいい という、それをさらにもう一步、働き方改革で、本来の栄養業務だとか事業に先生方に集中 してほしいので、こういう間接的なものを新しいシステムを使ってやっていこうという、流 れとしてはそういうものです。</p> <p>教材費も一緒に、クラスによって、それから生徒さんによって、みんなが同じものを買う わけではなくて、その道具を持っている方は要らないわけですから、幾らになるかはその学 年によって、時期によって変わるんですね。Aの学校、Bの学校はテキストが違ったり、プ リントが違えば金額が違いますから、そういう計算は、担任の先生が、うちはこういう教材 を使うと決めて、発注して、集まってきます。実際に、教材を学校に納入している業者さん とのやりとりは学年担任がやるんですけども、個々の先生方もそれにかかわることはあり 得るということです。</p> <p>先生も教えているだけじゃないということです。そういったものを全部まとめて、本来の 仕事に集中していただくための間接的なものをシステム化していきましょうというのが今回 の趣旨でございます。ちょっと脱線したかもしれませんが、今の状況というのはそういう ところでございます。</p>
委員	<p>そうすると、教職員の方には、正規教職員の方にほかに、会計年度採用の職員の方とか、</p>

	<p>そういう方も入ることはあるということですか。</p>
区側	<p>基本的に、教員については会計年度任用職員というのが入ることはないです。あと、基本的にはない。補助的に、それ以外の補助的な部分で、いろんな学習指導員ですとかそういった職種の者もおりますので、そういった部分には入る可能性がありますけれども、学校の徴収金を扱う部分については、可能性としては事務職員はありますけれども、それ以外はないというふうにお考えいただいて結構かと思います。</p>
区側	<p>会計年度任用職員ですけれども、栄養士さんが例えば産休育休に入ると、その1年間とか2年間って代替の人が入ります。この人は会計年度任用職員ですから、そういう立場で入ることはあります。</p>
委員	<p>あり得ますよね。と思ったんです。</p>
区側	<p>それはあります。それから、教員の場合は、教員の産休代替の場合は会計年度任用職員ではありません。</p>
委員	<p>中学校だけは事務職員の方が入るけど、小学校は入らないということなので、それで間違いないということでしょうか。</p>
区側	<p>はい。現状はそういう形になっております。</p>
委員	<p>じゃ、将来もし入ることになると、また諮問されるということになるんでしょうか。</p>
区側	<p>いいえ、特に誰が入るかによって諮問しているわけではございませんので、こういうシステムを導入して、個人情報を扱うということについての諮問ですので、例えば、小学校で事務職員がそれを扱うようになったとしても、改めてそれを諮問するということはないというふうになっております。</p>
委員	<p>ということは、小学校で事務職員の方がかかわるようになりましたら、中学校の事務職員の方と同じような扱いをしますよと、こういう諮問の内容でよろしいですね。</p>
区側	<p>はい。そのとおりでございます。</p>
委員	<p>よろしいですか、次。一般的な学校徴収金の話をされたんですけど、要保護・準要保護についてはどういう取り扱いになるんですか。</p>
区側	<p>要保護・準要保護のどの取り扱いですか。</p>
委員	<p>要保護・準要保護になりますと給食費免除になったりとか、いろいろと一般の子と違う取り扱いになると思うんです。そうなってくると、単純なこの制度とまた違うようなものが入ってくる可能性があるのかなと思ったんですけど、そこはこれは対象外ということで考えていいですか。</p>
区側	<p>要保護・準要保護の事務を直接取り扱っているわけではないので、正確なお答えになるか</p>

	<p>どうかわかりませんが、給食費の扱いの中で、要保護・準要保護の方については、保護費の中に給食費が含まれていますので、そこで補助といたしますか、そちらのほうで支出をしているという形になります。</p>
委員	<p>きちっと要保護・準要保護とこの制度がリンクして運用するということで考えればいいわけですね。</p>
区側	<p>そうですね。今回導入するシステムとは別に、今現在の給食費の仕切りの中で、要保護・準要保護の方については、そういうお金の動きになっていまして、それについては変わらないということでございます。</p>
委員	<p>要保護・準要保護の方が給食費は免除されると思うので、この請求の対象外になるんじゃないかと思うんですけど、そうすると、連動せざるを得ないと思うんですけど。</p>
委員	<p>ちょっと言ってもいいですか。</p>
会長	<p>まず区の回答を待ってください。</p>
区側	<p>お答えいたします。保護者は払わなくて免除しています。それは区の一般財源で学校運営課の補助を担当しているところから給食費のほうに補填をしています。給食費は私費会計で、公会計ではありません。なので、公会計から私費会計のほうに補填をするということになります。こちらのシステムで誰がそうかを把握する必要は特にはない。つまり、補填する側から何人分、と入っていきます。区のほうの公金から入る人が誰かというのは情報としてありますので、その人については口座情報とかはとらない。いずれにしても区別はちゃんとする、ということです。給食費を徴収するのを免除回数として何回免除しますという情報が入るだけで、その人に関する他の情報は入りません。あくまで免除の対象、この人は何回分免除するという情報で徴収しない人となっております。</p>
委員	<p>すいません、聞き方が悪かったんだと思いますけれども、システム上はそうだと思うんですけども、このシステムを運用する上で、要・準保護の方の情報が教職員の皆さんは持っていないと、うまく運用できないので、その辺のところとはきちっとリンクするんですよねと、そういう質問だったんです。</p>
区側	<p>今現在、要保護・準要保護の児童生徒の情報というのは、別途、紙情報として学校のほうで把握していますので、それについてはこのシステムを導入した後も変わらない、そういう扱いになります。</p>
委員	<p>何でそんなことを聞いたかといいますと、準要保護・要保護については学校事務職員の加配の対象になっていたと思うんですよね。そうすると、事務職員は全くこのシステムにはかかわってこないの、大丈夫なのかなというのがちょっと心配だったもので、それでちょっと確認したんです。</p>
委員	<p>言ってもいいですか。目黒区はないと思うんですけど、人数の多い学校には加配というのはあったと思うんですよね。他区でね。それで事務職員を加配しているという制度はあった</p>

	はずです。目黒区はないと思います。
区側	はい。加配というか、基準があつて、例えば、何人以上とか何クラス以上の学校には事務職員が何人つて、基本は1人なんだけれども、大規模校については2人ですよとかという基準はありますけれども、今はたしかそれが財政調整交付金の算定の対象になっているだけで、それどおりに学校の規模に応じて都のほうが実際に加配しているという状況ではなかったと思います。
委員	制度はわかりましたので、資料で教えてもらいたいですけれども、資料の4-7がわかりやすいと思うんです。一番下のところ、⑤で「ゆうちょ銀行を經由して保護者口座へ返金」と。その上の④で残額があるというんですけれども、すいません、ちょっとよくわからなくて確認するんですけれども、保護者の口座から1件1件落としていくと残金が出るとか、そういうことがあるのかなど。ちょっとそこがわからなかったんですね。学校口座に返金分が残るといのがちょっと理解できなかつたんですけれども、これは、例えば、給食費や何かを取り過ぎたから返すみたいなのがあるということですか。
区側	基本的には、実績でやれば、先生おっしゃるとおりなんですけれども、トータルの人数分があつて、それを割り返して引き落としはするんですが、実際には食べない場合ですとか、学級閉鎖が例えばあつて、給食が出なかつたというような状況があつた場合には、その分、年間通していくと、それがたまって、返還するお金として残るといいますか、返還金が生じる場合がございますので、そういった場合にはその状況に応じて返金をする。希少なケースかもしれませんが、実態としてはそういう状況があるということでございます。
委員	そうすると、毎回毎回清算方式じゃなくて、ある程度年度にまとめて、再度清算する、そういうような仕組みだというふうに考えればいいということですか。
区側	そうですね。年度当初に計画を立てて、それで、現実の処理としては、それを割り返して月次できちっと処理をしますけれども、それが年の最終決算の段階になると、その計画とずれている部分が生じてくれば、返還金が生じる可能性がある、そういうふうにご理解いただければと思います。
委員	わかりました。じゃ、結構です。
会長	それでは、よろしいでしょうか。採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	賛成13名です。
会長	反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者なし)
区側	保留1。
会長	賛成13ということで、諮問については是とさせていただきます。

(5) 教職員出退勤管理システム導入に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項5、教職員出退勤管理システム導入に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約8分)
会長	ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
委員	1点だけ。ちょっと大きなところなんですけど、先ほどの給食費のところでもちょっと感じたとところなんですけど、取り扱う個人情報に、今後、目黒区の条例制定等云々いろんなことを考えたときに、性別というのがほんとうに必要なかどうかということ、今ここで議論はなくていいんですけども、ぜひご検討いただくべきじゃないかなというふうにちょっと感じましたので、これは私からの要望として、いろんな個人情報の中で必要な部分もあると思いますけれども、例えば、こういった教職員の出退勤の管理であるとか、給食費はちょっとわからないですけども、その中で性別の個人情報を果たして取得することが必要かどうかという議論がちゃんとされているのか、されていなければ、一度していただくとありがたいなという、これは私からの要望でございますので、それだけちょっと述べさせていただきたいと思います。以上です。
会長	今の点については区からの返事は特に求めない。
委員	いいです。要望です。
会長	わかりました。
委員	私も同じ要望ですが、それは終わりにして、5-2の一番上の(3)取り扱う個人情報の中で、勤務開始時間と終了時間は明らかにわかるんですけど、休憩開始時間と休憩終了時間、今でも休憩というのはとれない状況にある教職員だと思うんですけど、そんな中でこれはどうやって扱うんでしょうか。という疑問というか、質問です。
区側	今の件につきまして、休憩時間につきましては勤務時間の中に45分間設定するということでございます。このシステムにおいては出勤時刻と退勤遅刻しか記載されません。こちらについては、働き方改革の中では勤務の上限等を示されるガイドラインがございまして、それを遵守できるようにということでシステムを導入するところでございます。もちろん休憩時間については、きちんとそれぞれの学校で確保するように努めることを学校長等に指導・助言をしていくということでございます。
委員	現実に休憩って、私、中学校の教員だったんですけど、全くとれないくらいの状況の中で働いています。今もそうだと思います。ここに書いておくことに意味があるのかどうか、よくわかりませんが。
区側	よろしいでしょうか。私も教員経験がございましてけれども、実際、学校の教員というのは

	<p>休憩時間にも児童生徒のさまざまなことを実際に行っているという実態はございます。ただ、教員の働き方改革の推進という意味から考えますと、休憩時間の確保もきちんと必要であるということから、その時間帯には会議の時間等を設定しないなど、校長にきちんとその辺は指導・助言をしていくというところでございます。</p>
委員	<p>すいません、確認です。資料5-2のカのデータ連携のところに指定期間における在校時間ってあるんですが、これは時期という、この意味でいいんですか。それとも、どこから指定された期間における在校時間。</p>
区側	<p>今の指定期間における在校時間、勤務時間の出力かということですね。例えば、勤務実態で把握したい期間があれば、そこだけ抜き出して確認することができるということでございます。例えば6月だけとか、そういうことです。</p>
委員	<p>なるほど。そういう意味だったんですね。わかりました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 はい、どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと教えていただきたい点が2点ほどありまして、1点は、対象者が都費の教職員のみになっているんですが、先ほどのご説明だと、栄養士さんもいれば、用務員さんもいる。それから、教育委員会ですと、区立幼稚園やこども園もあるんじゃないかと思うんですけれども、そこを外すのは何か理由があるんですか。</p>
区側	<p>こちら、教職員出退勤管理システムにつきましては、区費ではなく都費の職員の管理というふうになっています。区費の職員については、区の出退勤のシステムがございますので、そちらで行います。こちらは出退勤管理だけでなく、例えば休暇申請であったりとか、そういったものがシステム化されていなかったため、それを都費のほうでも行っていくというものでございます。</p>
委員	<p>もう1点いいですか。資料5-1のところで、ベースになるICカードなんですけれども、このICカードというのはどこが作成するんですか。</p>
区側	<p>ICカードは委託業者のほうで作成します。</p>
委員	<p>委託事業の内容に入っていないですね。</p>
区側	<p>パッケージとなっておりますので、そういったものも含めてでございます。カードの作成ですか。</p>
委員	<p>ICカードの情報、つまり、システム導入のときはICカードをつくったとしても、異動があったりとか、新規採用があったりすると、どんどんつくらなくちゃいけない、また変更しなくちゃいけないと思うんですよね。</p>
区側	<p>カードに入力する情報ということですか。</p>

委員	新規採用分をつくらなくちゃいけないし。
区側	それぞれの情報ですね。
委員	はい。
区側	それぞれの情報は教育委員会のほうでまとめて作成いたします。
委員	いや、ＩＣカードって業務委託の内容なんですかというのを聞いているんですけど。
区側	ＩＣカードのカードのチップを埋め込む、真っさら情報のもとをつくってもらいますけど、データの更新をするのは区の職員が行います。委託しません。
委員	わかりました。そう言っていただければわかります。ＩＣカード自体は汎用のものを使って、入力のは区の方がやるということで、つまり、業務委託の対象外であるというふうに考えればいいわけですね。システム上、それと連動するような形のシステムをつくりますよと、そういう諮問ですね。
会長	では、よろしいでしょうか。 それでは、採択に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	１３名です。
会長	反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者なし)
区側	保留１名。
会長	では、賛成１３ということで、諮問については是とさせていただきます。

(6) コンビニ交付システムにおけるクラウドサービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項６、コンビニ交付システムにおけるクラウドサービスの利用に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約7分)
委員	１点だけ教えてください。前回も同じことを言ったんですけど、個人番号カードを利用する事務ということでなっているんですが、平成２７年の諮問のときは、相変わらず条例の１７条ただし書きが諮問理由になっているんですけども、どのような形で整備したのか、教えていただけますか。前回のときは個人番号の利用条例の中に該当の別表の中の該当の事務があるから、それで読むんですよというご説明があったんですけども、今回のやつはちょっと利用状態の中で読めないのかなと思ってまして、もしかしたら読めるのかもしれない

	<p>ですが、ちょっとそここのところで、番号カードを利用した事務ということで、どのような整理をして27年のときに17条ただし書きを諮問理由にしたのか、教えていただいているんですか。</p>
区側	<p>個人番号カードを利用した事務ではありますが、直接個人番号を使つての情報連携ではありませんで、いわゆる公的個人認証の電子証明書を使った連携ということが1つあると思います。利用条例のほうには入っていないというのは、そうした整理が1つあると思います。27年度にそういうご説明したかどうか、ちょっとわからないんですけども、それが考えられるかなと思っております。</p>
委員	<p>ということは、個人番号利用事務じゃないという位置づけで区は整理されているということによろしいですか。</p>
区側	<p>そうですね。番号カードを使つていただきますけれども、実際に連携しているのは番号カードに内包された個人番号以外の電子証明書の発行番号ということで情報連携をしていますので、個人番号を使つて情報連携をしているものではない、そうした整理でございます。</p>
委員	<p>1つの整理の仕方だと思うんですけども、そうすると、前回の説明が違うということですかね。</p>
区側	<p>ちょっと前回がどういうふうに……。</p>
委員	<p>いや、ごめんなさい、事務局のほうに。前回、利用条例のほうで別表にあるのだからいいんですよという説明だったんですけども、今のご説明でいくと、今の説明と同じ理由で、カードを使うのは個人情報利用とは直接関係ないから、いわゆる17条対象外の適用にはならないという扱いをこれからしていけばいいんでしょうか。</p>
区側	<p>そうですね、ちょっと前は申しわけないんですけども、保護条例は今、ご指摘のような規定になってございますので、私どもとしましても、利用条例に盛り込む内容ではなく、できるものということを考えておりますので、前回のところはちょっとご説明できません、申しわけないと思いますけれども、そうした解釈というか、一般的に他自治体も含めてそうしたものでコンビニ交付のシステムについては各自治体とも対応していると、そうしたことでご理解賜ればと思います。</p>
委員	<p>前回の委員の1人として、そここのところをきちんと区が整理していただいて、特定個人情報の取り扱いの整理ではないよというふうにきちんと整理していただければ、今後の審査に安心して臨めるというふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>コンビニエンスストアの個店と、それからコンビニ事業者との間の専用回線、それからコンビニ事業者とJ-LISとの間の専用回線、これについてはどのようなシステムになっているのか、区として把握をしていますか。</p>

区側	具体的にどういう回線かということだと、いわゆるほんとうにVPNというところの把握ですけれども、一般的にいわゆるインターネットは使っていない、外部とバーチャルですけれども、隔離された回線になっているということで、それはお約束の中でなっておりますので、そうご理解ください。
委員	もう1点。J-LISとコンビニ事業者との間の協定というか、そういうものについては、これはJ-LISのいわゆる規格というか、そういうものに合ったコンビニ事業者のECセンターというのは、そういう規格に合ったものであるというふうにはこれは確認されているわけですね。
区側	はい、確認しております。
委員	じゃ、いいです。はい。
会長	ほかの方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	賛成12名です。
会長	反対の方は挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)
区側	反対が1名です。
会長	賛成12名ということで、諮問については是とさせていただきます。

4 その他

会長	事務局からその他として何かございますでしょうか。
区側	本日も長時間のご審議どうもありがとうございました。 次回の審議会の予定ですが、今のところ、令和2年6月上旬ごろを予定しております。ただ、昨年度のように別途審議をお願いしなくてはいけない案件など発生する場合があります。その場合はまた日時が決まりましたら、委員の皆様にお知らせしますので、よろしくお願ひします。 事務局からは以上でございます。
会長	ありがとうございます。 以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。長時間どうもありがとうございました。それでは散会いたします。

以 上